

# にかほ市雇用拡大奨励金

## 奨励金の概要

### (1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、解雇や雇い止めなど非自発的離職を余儀なくされた市民を雇用した市内事業者に対して奨励金を交付いたします。※すでに雇用済みでも対象となります。

### (2) 交付額 ※月ごとの定着確認により金額は変わる場合があります。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 1. 正規雇用者           | 1人につき30万円 |
| 2. 非正規雇用者・外国人技能実習生 | 1人につき15万円 |

### (3) 主な給付要件

#### <対象雇用者について>

- 令和2年2月14日以降にコロナ感染症の影響により離職した者。(事業所の倒産、廃止、事業主からの働きかけによる解雇、退職勧奨等、雇い止め等の理由による非自発的失業者)
- 雇用開始日は令和2年4月1日から令和3年2月28日である。
- 申請時において雇用が継続していること。
- にかほ市民、または雇用を機に、にかほ市民となった者。
- 雇用形態について、社保加入(雇用、労災、健康、厚生)、1週間の所定労働時間30時間以上、雇用期間の定めある場合は4カ月以上であること。

#### <対象事業者について>

- 令和2年2月15日から対象雇用者の雇用日までに、事業主都合による解雇、雇い止めをしていない事業者であること。
- 対象雇用者において国や他地方公共団体の雇用関係の各種給付を受けていない事業者であること。

※その他の給付要件もありますので、下記までお問い合わせください。

**にかほ市雇用拡大奨励金**  
**お問い合わせ先:にかほ市 商工政策課**  
**電話 0184-43-7600 FAX0184-43-3239**